

令和5年度 宮崎市 会計年度任用職員募集要項(パートタイム) 【理学療法士・作業療法士】

宮崎市(介護保険課)で介護保険制度を利用して工事する住宅改修について、その改修内容が身体状態に適したものであるか等の確認を行う「理学療法士」及び「作業療法士」を以下のとおり募集します。

【介護保険制度の住宅改修とは】

在宅で生活する要支援・要介護認定者が手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に費用の9割～7割の改修費が支給されます。

1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数
理学療法士又は作業療法士	1名

2 職務の概要

- (1) 介護保険住宅改修費支給に関すること
- (2) 介護保険住宅改修に関する相談の対応
- (3) 住宅改修について事業者向けに実施する研修会に関する業務
- (4) 上記以外で、介護保険課長が必要と認める業務

3 試験内容

- (1) 書類選考
- (2) 面接試験：人物、識見等について個別口述

4 受験資格

職種	資格要件
理学療法士 又は 作業療法士	以下のⅠからⅢの全てを満たすこと Ⅰ 理学療法士又は作業療法士の国家資格を有する人 Ⅱ 普通自動車免許を所有していること Ⅲ パソコンが使えること

次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 試験の日時、会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
申し込みに応じて応募者に連絡します。 ※集合時間は前日まで に電話連絡します。	宮崎市役所 (「9 試験会場」参照) ※集合時間と合わせて会場を 電話連絡します。	試験日から10日以内に受験者全員 に文書で合否を通知します。

6 受験申込み

募集要項 の配布期間・場所	介護保険課(市役所本庁舎5階)で配布します。なお、宮崎市ホームページにも掲載されています。
提出書類	① 履歴書(市販のもので可。添付する写真は、応募前3か月以内に撮影し、たて4cm×よこ3cm、上半身・脱帽・正面向きのものを使用してください) ② 理学療法士又は作業療法士の免許の写し(A4サイズ、縮小可)
提出先	宮崎市役所 本庁舎5階 介護保険課
受付期間	随時(随時、試験を実施し、合格者が決定した時点で終了) 持参(※)又は郵送によりお申し込みください。 土曜日、日曜日は受け付けません。 ※受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで

7 採用について

- (1) 合格者は、採用候補者名簿(原則として名簿作成の日の翌日から1年間有効)に登載され、令和6年4月1日以降、必要に応じて採用されます(名簿に登載されても採用されない場合があります)。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項に誤りがあることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に合格し採用候補者名簿に登載された場合でも、採用される以前に、市(市長部局、上下水道局、消防局のほか、他の執行機関を含む)がこの試験とは別に実施する会計年度任用職員採用試験により、その職で採用された場合には、当該採用の日をもってこの試験の採用候補者名簿から抹消します。
- (4) 応募者が採用予定数に満たなかった場合でも、試験の結果を受けて採用を行わないことがあります。

8 勤務条件等の概要

任用期間	令和6年4月1日(採用決定が4月以降の場合はその翌月)から令和7年3月31日となります。 1年以内とし、勤務状況等により2回まで再度任用する場合があります。その場合、最長3年の勤務となります。 ※なお、任用後1か月間は条件付採用期間です。
基本報酬	月額 146,833円 ~ 155,664円
諸手当	通勤手当は、通勤距離に応じて支給されます。 期末手当は、支給条件に応じて支給されます。

勤務場所	市役所本庁舎5階 介護保険課内となります。
勤務形態	勤務は、月曜日から金曜日の週5日で、時間は午前9時15分から午後4時までとなります。そのうち週1日が午後4時15分までの勤務となります。
年次有休休暇	年次有給休暇は、10日です。 ただし、勤務日数及び継続勤務時間によって日数が異なります。
社会保険等	地方公務員等共済組合、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。

9 試験会場

※集合時間と合わせて会場を電話連絡します。



【参考】

- ①本庁舎
- ②第2庁舎
- ③第3庁舎
- ④第4庁舎
- ⑤会議室棟

Ⓐ～Ⓕは駐車場

《注意》

- ①原則として遅刻は認めません。
- ②駐車場は一般の来庁者も使用しますので、駐車場が不足することもあります。時間に余裕を持ってお越しいただくか、できる限り公共交通機関をご利用ください。

10 問い合わせ先

宮崎市役所 福祉部 介護保険課 0985-21-1777 (内線)3166